主 文

本件各抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、憲法違反及び判例違反をいうが、特別抗告申立書自体にこれ らの具体的な摘示がなく、抗告提起期間内にこれを補う理由書も提出されていない ので、本件申立は不適法である。

よつて、刑訴法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五二年四月一五日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岸	上	康	夫
裁判官	岸		盛	_
裁判官	可	藤	重	光